

# 外国人家事労働者受け入れをめぐる問題点 —政策・社会統合とジェンダーの視点からの分析—

長谷部 美佳

目次

はじめに

1. 世界の家事労働とその定義
2. 家事労働をめぐる先行研究
3. 日本の「家事支援者」導入の背景とその議論
4. 日本の家事労働者受け入れの問題点—政策との整合性
5. 日本の家事労働者受け入れの問題点—外国人の「社会統合」という視点から

おわりに

はじめに

日本は、いよいよ「家事労働」の分野を外国人に任せる方向に舵を切りつつある。2014年4月に、介護や家事労働の分野での外国人の活用についての報道がなされた。本稿は、安倍政権が打ち出した、外国人家事支援者の受け入れ方針について、政策的側面と社会的側面からその問題を描き出そうとするものである。

家事労働の分野では、日本以外の先進国では、非常に多くの移民、その大半は女性が、働いている。米国では移民家事労働者の前に、アフリカ系や日系人が家事労働者として働いてきた歴史があり（ Glenn 1992）<sup>1</sup>、シンガポールや香港など、日本の近隣諸国でも、1970年代後半から外国人の家事労働者は受け入れられてきている。ヨーロッパで働く家事労働者も、特に南ヨーロッパにその数が多いと言われるが（ガロッティ、マーテンズ、2013）<sup>2</sup>、全体的に見ても決して少なくはない。「外国人の女性」が先進国内で働くということもあり、移民研究やフェミニズムの分野での研究の蓄積は非常に多い。そしてその多くが、この現象を「問題のある」ものとしてとらえている。その問題も、

グローバル化による階級の再生産といった、社会構造的な大きな問題、人権侵害であるという普遍的な問題から、個別の権利闘争のような小さな問題まで、幅広い視点から論じられている。

日本ではこれまで外国人の家事労働者を受け入れていないので、実際に彼らがどのような問題を日本で抱えるかの、具体的な事例は当然のことながら皆無である。しかし、世界的なこれまでの家事労働者が直面してきた問題を通して、あるいはこれまで80年代から日本への流入が進み社会問題となったエンターテイナー、同じく80年代に農村地域で多数が受け入れられてきた「農村の花嫁」など、日本が受け入れてきた外国人女性の状況を、出入国管理政策上、あるいは社会統合上から考察することで、日本でどのようなことが起こるのか、どのようなことが問題となるのかは、ある程度推測できる。家事労働者の受け入れを否定することはしないが、特に外国人の受け入れとなれば、大なり小なりの問題が起こることは避けられないだろう。とすれば予測できる問題をきちんと把握し、その解決方法を常に念頭に置くことは、より問題を深刻化させないために必要不可欠だ。

よって本稿では、日本の家事労働者受け入れについて多角的に問題をとらえるため、世界的な現状を振り返り、その先行研究を概観する。そこで示唆された問題点を踏まえつつ、日本の家事労働者受け入れについての概要を示す。そのうえで、日本の出入国管理政策と安倍政権が打ち出す「女性の活躍促進」政策など、政策面から見た家事労働者受け入れの問題点、および社会統合の視点から見た家事労働者受け入れの問題点を明らかにする。

## 1. 世界の家事労働とその定義

日本ではこれまで、外国人の家事労働者を受け入れてきた経験はない。しかし日本のように経済的に発展した国で、家事労働者が非常に少ない国は、きわめて珍しい。すでに多くの先進国、そして新興工業国と呼ばれた国々の多くは、家事労働

<sup>1</sup> Glenn, E.N, From Servitude to Service Work: Historical Continuities in the Racial Division of Paid Reproductive Labor of *SIGNS: Journal of Women in Culture and Society*, vol.18, no.1, 1992, pp.1-43.

<sup>2</sup> Gallotti, M. and Mertens, J Promoting integration for migrant domestic workers in Europe: A synthesis of Belgium, France, Italy and Spain of *International Migration Paper No.118*, 2013, p.11.

## 68 外国人家事労働者受け入れをめぐる問題点

者が雇用されている。こうした需要を満たすために、途上国の女性たちの多くが国境を越え、先進国へと向かっている。家事労働者は世界中でもっとも国際移動をしている人たちである、と言っても過言ではないだろう。

国際労働機関（以下ILO）<sup>3</sup>によれば、統計を取ることが難しいものの、世界中に最低でも5200万人ほどの家事労働者がいると言われて、そのうち約83%が女性だという。家事労働者は必ずしも外国人ばかりではないが、やはり多くの国々で、「外国生まれ」の家事労働者を雇用している。

また上述の同報告書<sup>4</sup>によれば、2010年の米国の家事労働者は67万人であり、そのうち約90%が女性で、また外国生まれを多く含んでいる。CNNが2012年に報じた数値はさらに大きく、72万6千人ほどの家事労働者がおり、この数には非正規労働者や、個人ベースでの契約などは含まれておらず、もっと多くの人たちが家事労働者として働いていると予想している。また外国生まれか米国内で生まれたかにかかわらず、その多くは有色人種であると述べている。

ヨーロッパの各国も多くの家事労働者を抱えている。それもその多数が移民の場合が多い。特にイタリアは圧倒的にその数が多く、88万人を超す家事労働者のうち、その約80%以上が移民であるという<sup>5</sup>。フランスでは25万人の家事労働者のうち28%が移民であり、ケア労働者54万人のうち、11%が移民であるという。スペインにもベルギーにもイギリスにも、移民の家事労働者は多い。

日本の近隣諸国に目を転じれば、家事労働者がその国の外国人住民の大多数を占める国さえある。香港では、2012年現在、住民715万人のうち、非中華系の住民が8%程度在住しているが、その大半が実は家事労働者である。インドネシア生まれの在留者が164,850人、フィリピン生まれの在留者が160,850人と双方合わせて312,395人と、人口の約5%を占めているが、そのほとんどが家事

労働者であると言われている<sup>6</sup>。また香港と同じような都市国家であるシンガポールは人口540万人に対し、家事労働者は20万人を超すと言われており<sup>7</sup>、約5世帯に1世帯が家事労働者を雇用していると言われている。香港の「ヴィクトリアパーク」は家事労働者が毎週集まっていることで有名な場所であり、またシンガポールは、家事労働者に「妊娠チェックテスト」を実施させることで悪名が高い。台湾では、1989年に外国人労働者の受け入れを決定後、2006年の時点では、受け入れ業種が(1)建設業、(2)製造業、(3)看護・介護、(4)家事労働者、(5)船員となっており<sup>8</sup>、家事労働者を合法的に受け入れてきた<sup>9</sup>。さらに隣の韓国では、外国人家事労働者の門戸は開いていないが、韓国系の外国籍保持者が家事労働者として働くことについては認められているという<sup>10</sup>。このように、米国、ヨーロッパ、そして東アジアの各国で移民の家事労働者が働いている。

ILOの第100回総会で、「家事労働者の適切な仕事に関する条約」が採択され、2013年に発効している関係で、家事労働者の定義を行っている。それによれば、家事労働とは「家庭の中、あるいは家庭のために行われる労働であり、家事労働者とは雇用関係に基づいて家事労働に従事する人のことを意味する」<sup>11</sup>。ただし、家事労働に含まれる労働については、国により、あるいは年齢や性別、民族的背景、移民の位置づけ、により異なるとするにとどまり、具体的な内容については、記述していない。ILOの立場は、その雇用形態と提

<sup>3</sup> International Labor Organization, *Decent Work for Domestic Workers, Convention 189 & Recommendation 201 at a glance*, Geneva, 2011, p.6.

<sup>4</sup> International Labor Organization, *Decent Work for Domestic Workers*.

<sup>5</sup> Gallotti, M. and Mertens, J Promoting integration for migrant domestic workers in Europe: A synthesis of Belgium, France, Italy and Spain.

<sup>6</sup> 合田美穂「香港における働く母親と外国人家事労働者の関係—家庭への影響という視点から—」『甲南子大学研究紀要』第50号 人間科学編（2014年3月）pp. 101-110。

<sup>7</sup> BBC Maids in Singapore to get a weekly day off from of NEWS ASIA, 6 March 2012 <http://www.bbc.com/news/world-asia-17267746>.

<sup>8</sup> 洪榮昭「2国間協定に基づく受け入れを実施」『海外労働情報』労働政策研究・研修機構、2006。

<sup>9</sup> しかし2013年時点で、行政院劳工委員会で聞き取りを行ったところ、現在は家事労働者の受け入れを停止している。介護労働者の受け入れは引き続き実施しており、このビザで家庭内に入った外国人に対し、家事労働もやらせている可能性が指摘された。

<sup>10</sup> 今泉慎也「外国人労働者受け入れに関する法的枠組み—韓国と台湾の比較を手がかりに」山田美和編『東アジアにおける人の移動の法制度』調査研究報告書、アジア経済研究所、2012、pp.1-12。

<sup>11</sup> International Labor Organization *C189 – Domestic Workers Convention*, 2011.

供するサービスが個人の家庭によってなされることが、一番の特徴であるとするものである。

現状では、部屋の掃除や洗濯、料理などのいわゆる「家事」に従事する場合と、保育と介護など、いわゆる「ケア」に従事する場合があるが、この双方に従事する場合もあれば、介護のみに従事する人もいる。特にシンガポールや香港といった、家事労働者をすでに40年近く受け入れてきた、受け入れ歴の長い国々で、なおかつ高齢化が深刻な地域では、家事労働者の多くは、介護労働をも引き受けている。先に述べた台湾も同様だ。ただし、一方で介護労働をスキルのあるものと考え、家事労働者とは分けて受け入れている国々もある。カナダなどは介護労働のみの「ケアギバー」プログラムを設置しており、フィリピンなどから多くの外国人を受け入れている。

こうした家事労働者の移動の増加の背景には、当然のことながら、家事労働者に対する需要の増加と、その需要を満たすように規定された移民政策がある。例えば、香港は、1974年という非常に早い時期に、家事労働者の受け入れプログラムを実施し始めた<sup>12</sup>。その要因は、香港の高度経済成長にある。また、シンガポールも香港と同様、移民の受け入れ計画を政府が実施したが、そのスタートは1978年である。特にシンガポールは、女性の雇用促進を目的として、外国人メイド計画を実施するという、女性の雇用促進と移民の受け入れが直接的に結びついた政策を実施している。すでに35年以上が経過したが、アジア経済危機の後にも、外国人家事労働者は順当に増え続け、前述のように高い外国時労働者の割合を維持しているのである。

## 2. 家事労働をめぐる先行研究

家事労働者の国際移動は、以上示してきたように、まったく新しい現象でもないし、世界的に広く見られる現象である。よって、これまで非常に様々な分野、視点からの先行研究の積み重ねが存在している。この家事労働の国際移動の研究の蓄積は、家庭という私的領域／インフォーマル・セ

クターで働く、これまでの労働研究や移民研究などの分野では捉えきれない家事労働者の女性たちを、研究の俎上に載せるために様々な新しい分析枠組みや概念を生み出してきた。

家事とは、女性が家庭内で、無償で行うものと考えられてきた。妊娠出産といった生殖行為、身体や精神的ケア（育児、介護など）と含めて、伝統的に女性が、家庭内で、無報酬あるいは時に愛情という名のもとに行われてきたそのほかの行為と合わせて、本人そのほか家族・世代の「再生産」であることから、「再生産労働」と考えられている<sup>13</sup>。しかし特に先進国内での産業構造や労働市場が変化することにより、ここに本来従事すべきと考えられてきた女性が、この労働分野から退出し、その結果としてそれを補う形で、外国人女性が従事し始める。それが多くの先進国、そして新興工業国で起きている移民の家事労働者の受け入れである。

こうした現象は1990年代の比較的早い時期から、概念化されてきた。1980年代「国際分業論」と女性の国際移動についての関連を指摘し始めていたサッセンは、1990年代以降「グローバル都市論」<sup>14</sup>を展開し、先進国内で移民の女性労働者が必要となる構造を明らかにした。労働集約的な労働は、国際分業の結果発展途上国に移り、ニューヨークやロンドンといった「グローバル都市」では、専門的な技術を持った技能労働者のみが必要となる。ただし、同時に生活を維持していくための底辺労働（ビルのクリーニングや、町の清掃なども含めた）は引き続きこのグローバル都市でも必要だが、ここに外国人が吸収される、その中に家庭内の家事労働も含まれる、というのがサッセンの移民家事労働者の説明である。

一方、1990年代後半に韓国の事例を示しながら、同様の現象を「再生産労働の国際移転」という言葉を用いて説明したのが、トルウン<sup>15</sup>である。彼

<sup>13</sup> 江原由美子「ジェンダー不平等を克服するーアンペイド・ワークに焦点をあてて」高木郁郎編『良い社会を作るー21世紀のアジェンダ』御茶の水書房、2003。

<sup>14</sup> Sassen, S 1991 *Global City: New York, London, Tokyo*. Princeton, New Jersey, Princeton University Press.

<sup>15</sup> Troung, T-D, Gender, International Migration and Social Reproduction: Implications for Theory, Policy, Research and Networking of *Asian Pacific Migration Journal*, Vol.5, No.1, 1996, pp.27-52.

<sup>12</sup> 伊藤るり「国際移動とジェンダー秩序.再生産労働の国際移転とジェンダー秩序の再編」伊藤るり、足立真理子編著『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉：再生産領域のグローバル化』作品社、2008、pp.21-46。

## 70 外国人家事労働者受け入れをめぐる問題点

女は、多くの女性の国際移動労働者が受入れ国の女性が嫌がるような、単純サービス労働、性的サービス、ケア、労働の社会的維持などのいわゆる「再生産労働」といわれる労働分野に従事する現象を捉え、もともとヘイザーとウィー<sup>16</sup>が「ジェンダー化した労働の国際移転」と呼んだものを援用して、概念化したものである。また、ほぼ同じ現象を「再生産労働の国際分業」という言葉で概念化したのは、イタリアやサンフランシスコのフィリピン人家事労働者の事例を基にしながら描いた、パレーニャス<sup>17</sup>だ。彼女が援用したのは、米国内での家事労働者が、アフリカ系の女性か日系の女性に多いことをとらえて「再生産労働の人種間分業」と説明したグレン<sup>18</sup>と、サッセン<sup>19</sup> (1984)の示した「国際分業」という概念だ。トルウンとパレーニャスに共通の特徴は、外国人の家事労働者が必要になる要因を、産業構造の変化による女性の社会進出だけでなく、その結果、本来家庭内での再生産労働が、男性と女性に再配分されるべきなのに、それが起こらないから、外部からの労働者の受け入れが必要になると指摘していることである。また、トルウンはさらに、再配分が家庭内だけでなく、国家によって分担されれば、外国人による家事労働は引き起こされない、と指摘している。

近年では、さらにこうした分業体制の結果、外国人の家事労働者が受入れ国の家庭の女性のケアをし、その外国人労働者が本国の貧しい村に残して来た子どもを、その子の長姉や叔母、祖母がケアしている、という現状を、ホックシールド<sup>20</sup>やパレーニャス<sup>21</sup>は「グローバル・ケア・チェーン

(ケアの連鎖)」と呼んでいる。

これら一連の先行研究は、外国人の家事労働者が生まれるグローバルな社会構造を分析し、概念化するものであった。それに続いて、2000年代に入ると、受入れ国の政策にまつわる問題のとらえ方や、社会に存在するジェンダー意識からくる問題、外国人労働者を市民として受け入れ権利を確立しようという、いわば「受け入れ側」のレスポンスであるような研究が増えることになる。また、当然家事労働の持つジェンダーの側面についての議論も喚起されることになる。

例えば、オルトマンとパネル(2012)<sup>22</sup>は、外国人の家事労働者の問題をとらえようとするときには、移民政策の空白だけでなく、労働政策や家族政策の空白にも目を向けるべきだとし、「こうした受入れ国側の政策の空白が、ある特定のグループの女性とそのほかの女性を競わせるような形で、ジェンダーや人種、階級や国籍間の不平等を増大するが、それは結果としてすべての人にとっての不利益になる」<sup>23</sup>と論じている。また、最近の研究で散見されるのは、家事労働者の権利をどのように獲得するのか、その運動を描いたものなどがある。アンダーソンの一連の著作<sup>24</sup><sup>25</sup>は、ロンドンにある家事労働者の支援団体、あるいは当事者団体が、家事労働者の権利を獲得するために活動する様子を描いている。2001年の著作では、家事労働者の団体が、移民の出身地にあるネットワークや、そのほか同様の状況にある労働者と、国籍や民族を超えた団体を形成することによって移民法を改正するためのキャンペーンを行った、その方法について記述している。また2010年の著作では、さらに家事労働者による政治団体の構築について語っている。

ほとんどの先行研究に共通する認識は、①家事

<sup>16</sup> Heyzer, N and Wee, V, Domestic Workers in Transient Overseas Employment: Who Benefits, Who Profits of *The Trade in Domestic Workers: Causes, Mechanisms and Consequences of International Migration* by Noeleen Heyzer, Gerrtje Lycklamaa Nijeholt, and Nedra Weerakoon's (Eds.) London: Zed Books, 1994, pp.31-101.

<sup>17</sup> Parrenas, R, S, *Servants of Globalization*, Stanford University Press, 2001.

<sup>18</sup> Glenn, E.N, From Servitude to Service Work.

<sup>19</sup> Sassen, S 1984 Notes on the Incorporation of Third World Women into Wage Labor through Immigration and Offshore Production of *International Migration Review*, 18(4), pp.1144-1167.

<sup>20</sup> Hochschild, A. R. Global Care Chains and Emotional Surplus Value of by Hutton, W. and Giddens, A. (eds) *On The Edge: Living with Global Capitalism*, London: Jonathan Cape, 2000, p.131.

<sup>21</sup> Parrenas, R, S, *Servants of Globalization*, Stanford

University Press, 2001.

<sup>22</sup> Altman, M and Pannell, K, Policy Gaps and Theory Gaps: Women and Migrant Domestic Labor of *Feminist Economics* Volume 18, Issue 2, 2012, pp.291-315.

<sup>23</sup> Altman, M and Pannell, K, Policy Gaps and Theory Gaps: Women and Migrant Domestic Labor, p.291.

<sup>24</sup> Anderson, B, Different roots in common ground: Transnationalism and migrant domestic workers in London of *Journal of Ethnic and Migration Studies*, Volume 27, Issue 4, 2001, pp.673-683.

<sup>25</sup> Anderson, B, Mobilizing migrants, making citizens: migrant domestic workers as political agents of *Ethnic and Racial Studies*, Volume 33, Issue 1, 2010, pp.60-74.

労働者を導入することにより、女性間に途上国と先進国に跨った階級の問題が作り出され続けること、②基本的には家事労働者の導入は、再生産労働が男性、あるいは国家によって再分配されることによって抑えられること、③この問題に取り組む際には、受入れ国の複数の分野にまたがる政策を見直さなければならないこと、④また重層的な利害関係を乗り越えられるような権利闘争が必要になること、などが挙げられよう。

### 3. 日本の「家事支援者」導入の背景とその議論

世界の家事労働者の実情と、それに対する議論の双方を概観してきた。家事労働者はすでに世界中で働いており、特に日本の近隣諸国である台湾や香港、シンガポールといった国々は、政策によって家事労働者を導入してきたという経緯がある。香港にしる、シンガポールにしる、政策によって家事労働者を導入した国は、そもそも女性の活用を促進することをその目的として立てており、日本の家事労働支援導入計画と受け入れのパターンが類似している。

家事労働者の導入は、多様な局面からの考慮を要する問題を引き起こすことになることは、先行研究の蓄積を見れば明らかである。しかしこれに対し、受け入れを表明している日本政府が必要な手立てを考慮しているとは思えない。家事労働者を受け入れるに当たり、日本のこれまでの外国人受け入れ施策と、実際に日本に定住する外国人住民が経験してきた社会的な受け入れのあり方を起因とする不安材料がある。以下では、先行研究で特に受け入れ側の問題として指摘されている、政策上の問題と、社会の受け入れ上の問題の2つの側面に焦点を当てて、家事労働者を導入する際に起こる問題点を考察していく。その前に、なぜ日本政府が家事労働者を導入すると発表したのか、簡単にその経緯を振り返っておきたい。また以下で、政策的には「家事支援者」という表現を採用しているが、政府発行の資料を引用する際以外、すべて「家事労働者」という用語をそのまま使用する。

#### 3.1 成長戦略と女性

安倍政権が発足以来掲げているのが、アベノミ

クスと言われる一連の経済政策であるが、その基本方針の中の一つに、成長戦略がある。成長戦略とは、民間企業の活動を活発にして、デフレからの脱却を目指そうというものであるが、その中で女性の活躍を謳っている。2013年に行われた安倍首相の「成長戦略スピーチ」では、女性の活躍は成長戦略の「中核」とであると位置づけられており、またそれを支えるための様々な会議が実施されている。2014年10月には、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、具体的な「すべての女性が輝く政策パッケージ」<sup>26</sup>も同じく10月に発表されている。

ここに至るまでの、安倍政権の女性の現状についての認識は、必ずしも的を射ていないわけではない。首相官邸主導で実施される会議の中に、「若者・女性活躍推進フォーラム」<sup>27</sup>という有識者からの意見を求めながら、政権に関わる議員が実施する会議があり、2013年の5月の時点で提言書を出している。提言そのものは総花的で、実現可能性があるかどうかは検討の余地があるだろう。だがジェンダー間の不平等を引き起こしている30代40代の女性の就労率が低くなるM字曲線の話や、第一子出産時の女性の離職率が60%であることなどの基本的な事柄は盛り込まれている。なおかつこの提言書によれば、「男女が共に仕事と子育て・生活を両立できる環境の整備」が重要であるとの指摘もある。「ワーク・ライフ・バランス」という文言も見受けられ、家事労働者に関する先行研究の中ですでに指摘してされてきた、「家庭内での再生産労働の再配分が家事労働者を抑制する」という見解と、共通理解があると認識できるといえる。また、この提言書の中では、少なくとも「家事支援の外国人」についての記述は一切ない。ただし、2014年の3月に行われている「第1回経済財政諮問／産業競争力合同会議」はテーマが「女性の活躍推進」であったが、この中の出席者の議員の発言の中で、「育児・家事支援サービス」へのニーズが高いこと、さらにここで具体的にすでに高額所得者のところで働いているフィリピン人のことについての指摘がなされ、この普及

<sup>26</sup> 首相官邸すべての女性が輝く社会づくり本部「すべての女性が輝く政策パッケージ」2014年。

<sup>27</sup> 首相官邸若者・女性活躍推進フォーラム「若者・女性活躍推進フォーラム提言」2013年5月。

## 72 外国人家事労働者受け入れをめぐる問題点

が女性の活躍に欠かせない、そのために「育児・家事支援」での在留資格を与えた方がよいと提案されている。

### 3.2 外国人家事労働者受け入れの詳細

「第1回経済諮問／産業競争力合同会議」で示された、「外国人の家事支援サービス」の利用促進は、「第6回経済諮問／産業競争力合同会議」で提出されている「日本再興戦略」<sup>28</sup>の改訂版の中で、「女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用」のために、新たに講じられるべき具体策の一つとして、挙げられることになる。

具体的には、「国家戦略特区」をつくり、そこで「女性の活躍推進や家事支援ニーズへの対応、中長期的な経済成長の観点から、国家戦略特区において試行的に、地方自治体による一定の管理体制の下、日本人の家事支援を目的とする場合も含め、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人家事支援人材の入国・在留が可能となるよう、検討を進め、速やかに所要の措置を講ずる」<sup>29</sup>

(p.71)。国家戦略特区という、本来ならば規制が少なくなるはずの地域で、地方自治体が一定に管理するという矛盾と、非常に場所が限定されているとはいえ、外国人の高額所得者以外にも、家事支援サービスの企業に雇用される外国人家事労働者が、日本に在留できるようにする、ということがはっきり述べられている。

これに対し、家事労働者の権利が守られるのか、実際に利用する人／できる人がどれだけいるのか、外国人に家事労働を押し付ける差別ではないのか、実際の女性の活躍の促進にどれだけ貢献できるのか、等々様々な批判が起きている(例えば、岸<sup>30</sup>、野村<sup>31</sup>など)。筆者は基本的に、この議論が根拠とする反対の理由について、ほぼ同意している。ここでは、オルトマンとパネル(2012)が指摘するように、家事労働者が様々な政策や制度の隙間

に陥った結果困難に直面することが多い、という認識に沿って、日本の出入国管理政策や今回の安倍政権が目指す「女性の活躍推進政策」といった「政策的側面」と「社会統合」の大きく2つに焦点を当て、日本に入ってくる家事労働者が直面する困難について、検討を進めたい。

## 4. 日本の家事労働者受け入れの問題点－政策との整合性

### 4.1 出入国管理政策

外国人の家事労働者の受け入れで、第一に懸念されることは、出入国管理政策とその実態の整合性が取れるかということと、それと大きく関わる「労働者」としての権利の保障についてである。いわゆる「労働者」としての権利については、例えば、特定非営利活動法人アジア女性資料センターと移住労働者と連帯する全国ネットワーク<sup>32</sup>が、家事労働者の権利保護を求めて、ILO家事労働者条約の批准を求める共同声明を発表するなどの動きが見られる。そこで改めて以下では、出入国管理政策との関連で、家事労働者の問題を考察する。

各国の出入国管理政策上、移民は大きく3つのカテゴリーに分けられるという<sup>33</sup>(近藤, 2011)。それは日本の出入国管理政策上においても同様である。1つは合法的な就労目的で入国するグループ、2つ目は身分による在留－日本人や日本に在住する市民の家族となっているもの－するグループ、最後に庇護申請者など人道目的で在留するグループである。どのグループで入国するにせよ、さまざまな要件をクリアすることが求められるが、就労目的で入国する人たちに対しては、細分化した要件を課している。現在の日本では、外国籍保持者に対して在留を認める際に、日本でどのような活動をするかによって、在留資格が異なる。日本の在留資格は現在27種類あり<sup>34</sup>、その中で就労を目的とした人に認められる資格は、17である。

<sup>28</sup> 首相官邸日本経済再生本部「日本再興戦略改訂版」2014。

<sup>29</sup> 首相官邸日本経済再生本部「日本再興戦略改訂版」。

<sup>30</sup> 岸健二「特区で外国人労働者を家事サービス人材として受け入れることの疑問」『労働あらかると』2014年8月1日。

<sup>31</sup> 野村浩子「外国人の家事労働者の受け入れは、働く女性の支援になるか?」『日経ビジネスオンライン』<http://business.nikkeibp.co.jp/article/report/20140806/269756/?rt=nocnt> 2014年8月11日。

<sup>32</sup> アジア女性資料センター『拙速な「外国人家事支援人材」受け入れに抗議し、ILO家事労働者条約の批准を求める共同声明』

<http://ajwrc.org/jp/modules/bulletin3/index.php?page=article&storyid=65> 2014年6月27日。

<sup>33</sup> 近藤敦「多文化共生政策とは何か」近藤敦編著『多文化共生政策へのアプローチ』明石書店、2011、pp.3-14。

<sup>34</sup> 出入国管理および難民認定法より(法務省ホームページ)。

17の資格は、基本的にその資格で求められるスキルを保持している人に許可されるものである。

よく日本の出入国管理政策の基本方針として、「日本は単純労働者の入国を認めていない」ということがある(明石<sup>35</sup>、寺倉<sup>36</sup>)。寺倉によれば、昭和42年の段階で、法務省がすでにその基準を示しており、そこから45年以上この姿勢が変化していない。先に現在の出入国管理法では、就労を目的とする17の資格があると述べたが、反対に考えれば、この資格で求められている要件を満たしていない人たちには、就労目的の在留許可は下りない。単純労働を認めない、ということは、この17の資格の中には、いわゆる単純労働は入らない、ということの意味している。単純労働や季節の農作業など、必要な労働力を調達できるような移民政策を持つ国もあるが<sup>37</sup>、日本の出入国管理政策はそういう仕組みにはなっていない。一方、日本はこれまでもむやみやたらに外国人労働者の受け入れを否定してきたわけではない。寺倉の指摘にもあるように、専門能力や、技術的に高いものを持つ、いわゆる「高度人材」については、積極的に導入を進めている。ポイント制<sup>38</sup>を導入したいいくつかの先進国に倣い、日本政府は2012年にポイント制による高度人材の受け入れも開始した。海外からの優秀な人材の入国を推奨する仕組みは整えている。日本の出入国管理政策の基本的な姿勢は、「海外からの単純労働者はいらない、しかしスキルを持った人材はほしい」というものである。

さて、こうした日本の出入国管理政策を確認したうえで、振り返ってみたいのは、「家事労働者」というのがどういう仕事をする人たちか、あるいはどういう仕事であると認識されている仕事に就くのか、ということである。つまり家事労働者は

「単純労働者」か否か、ということである。政府の発表の中で使われた言葉は、「家事支援」のための外国人というものであったが、基本的には家事をこなすが想定されているはずだ。家事といえば、その内容は、部屋の掃除や洗濯、料理、といったことになるだろう。確かに近年、家事の外部化が進み、家事労働者を雇う人は少なくとも、月1、2回の部屋のクリーニングを頼む人は少なくないし、共働きの夫婦の中には、洗濯のほとんどをクリーニング店で済ますという人も皆無ではないだろう。こうした人たちが行う、家事と思われる作業の一部分は、「プロの仕事」などと言って、スキルがある程度図られている。しかし、一般的に「家事労働」と言ったときに、その仕事に従事するために熟練したスキルがいる、と考えることはまれであろう。世界中で、家事労働者が増加していることの背景の一つには、家事労働者の大半は、熟練したスキルを求められないことにある。家事労働とは、家庭の中で、本来女性なら誰もが普通にやっていることであり、当然その作業内容には特別なスキルは必要ないと認識されている労働だ。

本来の職業の実態から考えれば、家事労働者を、日本の入国管理上必要とされている「高度人材」として捉えることは非常に難しい。だが、政府が戦略的に導入するということになれば、先の会議で認識されていたように、すでに日本国内で「日本人の富裕層が、フィリピン人の英語力を見込んで雇用している」ような事例を前提に、「高度人材」と捉えることは可能だろう。その場合、労働の需給のミスマッチが起こる。先に指摘したように、世界的に見れば、家事労働者が急増しているのは、家事労働者の大半がスキルを求められないことにある。とすれば、本来家事労働者として希望を持つ人材は、スキルがない人のはずである。もちろんフィリピンの相当数は、英語で教育を受けているだろうし、また現状でもスキルのない家事労働者として他国で働いている人たちのなかにも、スキルを持つものもいる。だが、それは家事労働者を希望する人の母数の、非常に一握りということになる。現実的には、供給不足になる可能性も高い。

また、「第1回経済諮問／産業競争力合同会議」でも認識されているが、本来のニーズは、料金の

<sup>35</sup> 明石純一『入国管理政策：「1990年体制」の成立と展開』ナカニシヤ出版、2010。

<sup>36</sup> 寺倉憲一「出入国管理制度をめぐる当面の主要課題」『人口減少社会の外国人問題：総合調査報告書』国立国会図書館調査及び立法考査、2008、pp.77-89。

<sup>37</sup> アメリカは、季節労働者にも、それ専用のビザを発給している。

<sup>38</sup> 高度人材(現行の外国人受入の範囲にある者で、高度な資質・能力を有すると認められる者)の受入を促進するため、高度人材に対しポイント制を活用し、ポイントの合計が一定点数に達した外国人を高度人材外国人として認定し、出入国管理上の優遇措置を講ずる制度(JETROホームページより)。

安い「家事支援」サービスだ。家事支援サービスの利用が促進しないのは、料金が高いためと議論されている。本来日本社会で求められているのは、実は世界各国で求められている人材と少しも変わらず、本来無償でやっている家事労働を安い料金で代替してくれる人を雇いたいということである。社会のニーズは、「高度人材」ではない、単純労働者としての家事労働者の導入にある。しかし現実的には、このニーズを満たしながら、「外国人家事支援人材の入国・在留が可能」にすることは、不可能に近い。

起こりうることは、ニーズとは関係なく、入管法上技能を持った「高度人材」とすることだろう。しかし、そうだとした場合、さらに懸念されることは、実態としての家事労働者が「労働者」として認識されるかどうかということにある。今回の女性の活躍促進の議論では想定されていないようだが、もともと家事労働者とは、企業を介さず、個人が個人との契約で人を雇用する形態での採用が多く、結果、非常に労働者としての認識がされにくい職業である。たとえ、日本再興戦略内で想定しているように、「家事支援サービスを提供する企業に雇用される」人だとしても、その職務柄、長時間ある特定の家庭内に滞在するのであれば、実際に雇用の場にいる依頼主が、彼ら／彼女らを労働者として認識する可能性は、高いとは言えない。また反対に、長時間ある特定の家庭内に滞在して、社会から見えなくなれば、彼ら／彼女らを労働者として社会も認識しない可能性もある。

日本はこれまでの出入国管理政策史上、「労働者」と社会的に認知されない職業に対し、就労目的の資格を許可してきたり、実態は労働者であるにもかかわらず、建前的には労働者ではないような資格を認めてきたりしている。前者は「興行」という在留資格で、大量のフィリピン女性の風俗産業従事者を日本に流入させてきたことであり、後者は「研修生」という在留資格で、「研修」という名のもとに大量の低賃金の労働者を導入してきたことである。特にフィリピン女性の「エンターテイナー」は、「風俗産業の女性」を労働者と認知しない社会の慣習により、出入国管理上は「就労目的」つまり労働者として認識されながら、労働者としての権利は、まったく認められなかった。

賃金の未払いも、職場での性的な暴力も、労働問題として問題化されなかった経緯がある。今回の「家事支援」者が、入管法上は「労働者」でありながら、社会現実として労働者と認められない可能性は十分ある。もちろん入管法は労働者の権利を規定するものではないのだが、今まで様々な形態で、実態としての労働者が労働者として認められず、労働者としての法的権利が与えられてこなかった。家事支援者という、入管法上の建前的には特別なスキルを持った外国人だが、実態としては限りなく労働者と認識されにくい人たちが、エンターテイナーと同様、ふたたび「建前／実態」の隙間に陥り、問題を抱え込む可能性は、非常に高いと言ってよいだろう。

## 4.2 女性活躍推進政策

繰り返しになるが、「女性の活躍推進」は、安倍政権の「中核」である。2014年10月には、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が閣議決定により設置された。第1回目の本部会合において、「すべての女性が輝く政策パッケージ」<sup>39</sup>も取りまとめられ、発表されている。ここでは、「政策パッケージの考え方」が示されており、女性の多様性について、きちんと述べられている。子育てと仕事の両立に困難を抱える正規雇用の女性たちや、出産育児のために労働市場から撤退した女性たち、非正規社員、母子家庭の女性、DV被害者やセクハラ被害者まで含まれているのだ。その意味では、女性の状況の認識は、決して間違った方向ではない。

ただし、この「政策パッケージ」の中に、家事支援の外国人の活用については特に触れられていない。とすると、実際に家事支援のために来日した外国人が、どのような形で運用されて、女性の活躍にどのように貢献していくのかは、現時点ではあまり見えてこない。懸念されるのは、これだけ多様な「女性」の活躍を目標にしながら、家事支援者はいったい「どの」女性の活躍に貢献できるのか、ということであろう。

「外国人の家事支援」の活用については、さまざまな批判がなされているのは先に述べたが、その中のひとつには、この支援を利用できる人は、

<sup>39</sup> 首相官邸すべての女性が輝く社会づくり本部「すべての女性が輝く政策パッケージ」2014年。

富裕層に限られるというものがある。野村(2014)<sup>40</sup>によると、現在ある家事代行サービスを提供する会社の利用者の中心は、共働きで、世帯年収 2000 万円以上、もう 1 つの会社の利用者も世帯年収 1500 万円以上のキャリア夫婦が中心で、月の平均利用額は 4 万~5 万円ほどだという。そもそも日本の平均世帯収入が 2013 年の段階で 537.2 万円、世帯年収が 1500 万円を超える世帯は 1.6%程度ということを考えれば、この家事支援の活用がそもそもできる女性は、女性全体の 2%にも満たない。もちろんこの中には、専業主婦がいる世帯も多数存在するはずなので、実質的には皆無に近いだろう。すでに家事労働者を多数導入している各国での研究が指摘する「特権的な金持ちの女性が、家事労働を買ってますます特権的になっていく」ということにならざるを得ない。もちろん、家事支援サービスが外国人の導入で安くなる、ということはあるかもしれないが、政府は現在「外国人の人権を守る」ために、想定される家事支援を提供する外国人に、日本人並みの給料を保証するように求めている。それは外国人の人権を守る上では非常に重要な措置だが、家事支援サービスが安価で誰にでも手の届くものになるということはないだろう。このことは、裏を返せば、大多数の「女性の活躍」には「外国人の家事労働者」はまったく貢献しないことになる。実際には、多様な「女性の活用の推進」といいながら、その「女性」を、このようにすでにある一定の賃金が見込めるような、高学歴でスキルのある女性のみを前提として政策が進んでいることそのものも、非常に問題だ。高学歴で、結婚前に企業や官庁などで正規雇用の形で働いていながら、結婚や出産のためにキャリアをあきらめざるを得ない女性が多いことは事実である。しかし女性の正規雇用者の割合は、女性全体の 4 割に過ぎず、残りの 6 割は非正規雇用だ。さらに近年指摘されているのは、「女性の貧困化」であり、就労世代 (20-60 代) でも母子家庭となれば、その約 6 割は貧困状態にある。もし「女性の活躍推進」を目指すなら、この層も含めた「すべての女性」の活躍が推進されなければならない。

<sup>40</sup> 野村浩子「外国人の家事労働者の受け入れは、働く女性の支援になるか?」『日経ビジネスオンライン』  
<http://business.nikkeibp.co.jp/article/report/20140806/269756/?rt=ocnt> 2014 年 8 月 11 日。

だが「外国人の家事労働」受け入れは、すべての女性の活躍を前提として検討されたものではない。先行研究で家事労働者の導入で批判されるのは、「先進国の金持ち女が途上国の女性労働を買う」という階層の固定化だが、それだけでなく、国内の女性間の階層格差も固定することにつながりかねないだろう。

さらに問題にされなければならないのは、「日本人富裕層女性と外国人女性家事労働者」、「日本人富裕層と日本人貧困層」という階層分断だけでなく、「外国人女性家事労働者と外国人女性定住者」の間の分断も引き起こされる可能性だ。あくまですべて仮定だが、たとえば政府の言うように、外国人の家事労働者が、日本人の給与並みに働けるとしよう。これは、もちろん望むべきことだ。しかし一方で、日本には多数の外国人の母子世帯がすでに定住している。外国人の母子世帯の総数は明らかになっていないが、2010 年の国勢調査では生活保護をもらっている外国人の母子世帯数は 7300 世帯あり、日本に生活する外国人女性のうちの 7000 人程度は、生活保護をもらわないと生活できない状態なのである。母子世帯の平均所得が、211.9 万円 (2008 年) であることを考えると、月 20 万が保障されている家事労働者と、働いても月額 20 万円に満たない定住外国人女性 (そして彼女たちは往々にして日本人の子どもを育てる日本人の子の母親である) が存在することになる。

「女性の活躍促進」という名目の外国人の家事労働者の導入が、様々な女性の分断を引き起こすことにもなりかねないのである。

## 5. 日本の家事労働者受け入れの問題点—外国人の「社会統合」という視点から

### 5.1 社会統合とは何か?

家事労働者は、現行の受け入れの考え方に従えば、家事サービス提供の事業者に雇用されて、サービスを必要とする家庭で職務を遂行することが予想されている。ガロッチィとマーテンズが ILO の報告書として執筆した<sup>41</sup>、ヨーロッパの家事労働者の社会統合についての報告書があるが、この中で、家事労働者は、特に到着後すぐに、社会的

<sup>41</sup> Gallotti, M. and Mertens, Promoting integration for migrant domestic workers in Europe: A synthesis of Belgium, France, Italy and Spain.

に非常に不安定な立場におかれることを指摘している。これは当然日本でも起こりうることだ。日本でも、たとえ企業で雇用されていたとしても、実際に働く場は、家庭という密室である。情報からは遮断された私的な空間で、いきなり働くことになるのだ。彼／彼女らは最初から難しい環境で働くことが明白であり、最初から問題を抱えやすいことになる。その問題を軽減するには、日本の社会の中に彼らがうまく取りこまれるように、日本社会側が努力することが求められるが、では、家事労働者を社会に取り込んでいくには、どのような要素が必要になるのか。以下では「社会統合」という考え方を扱い、そこに必要な要素を検討する。

社会統合とは、移民研究の分野では、決して目新しい言葉ではない<sup>42</sup>。ヨーロッパ連合のヨーロッパ財団(2006)<sup>43</sup>は、社会統合の意味について「社会学において、統合とは、ある社会システム内において、安定的で協調的な関係が構築されている状態を指す」<sup>44</sup>、「あるいは社会統合とは、社会システム内部の関係を強化したり、そのシステムや制度に新しいアクターやグループを導入するような過程を指す場合もある」<sup>45</sup>。そしてこれが異なる国家から来た移民を語る文脈で利用される場合、「移民の統合とは主に、この過程を指し、この過程が成功していれば、社会に統合していると考えられる」<sup>46</sup>としている。また具体的には、「受け入れ社会において、移民を中心的な制度、関係、地位などに受け入れ包摂すること」と定義している<sup>47</sup>。中心的な制度、あるいは社会関係性の中に「包摂」されることが重要である。

<sup>42</sup> 「統合」という言葉の持つ「同化主義的」な印象から、使わないようにしている研究者もいる。

<sup>43</sup> European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions, *Integration of migrants: Contribution of local and regional authorities*, Dublin, Ireland, 2006, p.2.

<sup>44</sup> European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions, *Integration of migrants: Contribution of local and regional authorities*.

<sup>45</sup> European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions, *Integration of migrants: Contribution of local and regional authorities*.

<sup>46</sup> European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions, *Integration of migrants: Contribution of local and regional authorities*, p.10.

<sup>47</sup> European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions, *Integration of migrants: Contribution of local and regional authorities*, p.10.

移民が社会に包摂されることを促進する要素はいくつかある。英国国務省<sup>48</sup>が自国に受け入れた難民の統合の度合いを理解するために、10の指標を作っているが、その10とは、次の点が含まれる。就労、住居、教育、健康、社会的橋渡し、社会的きずな、社会的むすびつき、言語的文化的知識、安心・安全、権利・市民権である<sup>49</sup>。反対に、これらが欠如していることが、統合の最大の障害だとするのは、前述のガロッチェとマーテンズが書いたILOの報告書だ。ILOは、家事労働者が移動してきた当初の不安定な環境から、戦略的に抜け出すために必要なことは、「言語的、文化的、社会的、心理的孤立」<sup>50</sup>を打ち破ることだとし、社会的ネットワークやサポート・サービスへのアクセスを獲得することが重要だと指摘している。家事労働者の研究ではないものの、ベイソック<sup>51</sup>は、社会のメンバーシップを認められることによって初めて、移民は自己の権利を主張できると論じた。社会に包摂されるには、言語的、文化的孤立を打ち破るための社会的サポート、例えば日本語や日本の生活習慣を知るための研修であったり、社会的、心理的孤立を打ち破るような、日本人やあるいは同国人とのネットワークであったり、さらに日本社会から承認されるといったことも必要になる。

## 5.2 日本の多文化共生のあり方と家事労働者

日本において、外国人の社会的包摂とは、現状では「多文化共生」という言葉で具体的な政策で考えられることが、ほとんどであろう。日本には、先に述べた「出入国管理政策」は存在するが、在住する外国人の定住に関する政策は、国として打ち出していない。近藤<sup>52</sup>によれば、諸外国に存在する「統合政策」の部分が日本には存在せず、自治体レベルでの「統合政策」を「外国人住民施策」とか「多文化共生政策」と呼んできた経緯が

<sup>48</sup> Ager, A and Strang, A, *Indicators of Integration: final report*, Home Office, London, UK, 2004.

<sup>49</sup> Ager, A and Strang, A, *Indicators of Integration: final report*.

<sup>50</sup> Gallotti, M. and Mertens, Promoting integration for migrant domestic workers in Europe: A synthesis of Belgium, France, Italy and Spain, p.19.

<sup>51</sup> Basok, T, Post-national citizenship, social exclusion and migrants rights: Mexican seasonal workers in Canada of *Citizenship Studies*, Volume 8, Issue 1, 2004.

<sup>52</sup> 近藤敦「多文化共生政策とは何か」p.4.

ある。

それでも、総務省で2005年「多文化共生の推進に関する研究会」が設置され、2006年その報告書が発表され、この報告書に基づき、総務省は「地域における多文化共生推進プラン」を策定した。これをきっかけに多くの自治体が「多文化共生」の指針や計画を策定し始めることになる。また、2006年、小泉首相の指示で外国人住民の生活改善が目指され、「骨太の方針」に「生活者としての外国人総合対策策定等、多文化共生社会構築を進める」ことが盛り込まれ、同年「生活者としての外国人に関する総合的対応策」が取りまとめられることになった。

総務省の「地域における多文化共生推進プラン」では、基本的な考え方として、「地域における多文化共生施策の基本的考え方には次のようなものがあるが、指針等においては、地域の特性、住民の理解、外国人住民の実情・ニーズ等を踏まえ、地域に必要な多文化共生施策の基本的な考え方を明確に示すこと。その際には、特に日本語によるコミュニケーション能力を十分に有しない外国人住民に配慮すること。」と示し、具体的には4つの分野（コミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくり、多文化共生施策の推進体制の整備）においての対策をしていく必要性を明らかにしている。さらに、2011年の震災以降には、新たに研究報告書<sup>53</sup>が提出され、その中で「平常時から外国人住民とつながり、日ごろいかに外国人住民と日本人が垣根なく暮らせているかが重要で、一方、自治体が直に外国人住民とつながりを持つことは難しいため、地域国際化協会等が外国人コミュニティやボランティア団体と連携を持っておくことが今後の課題」（p.20）という認識が示された。先に「社会統合」に必要としてきた「外国人の社会的つながり」の構築は、多文化共生政策の視野に入っているとと言えるだろう。

ただし、問題はこの自治体の「多文化共生政策」の基本的な考え方に、新たに入ってくる家事労働者が含まれる可能性があるかどうか、ということである。「多文化共生」が必要だと認識されるよう

になった前提は、1990年代以降、日本に流入する外国人が、一時滞在者としてではなく、長期的な定住者として在住するようになり、結果として彼らが定住し始めた地域（自治体、あるいは町内会などの自治会）で噴出する問題を解決せざるを得なかったからである。多文化共生政策も、基本は「外国人住民」を対象としている。家事労働者は、地域住民として捉えられるか。現状で想定されている制度上では、難しいだろう。その要因は以下の2点である。

まず在留年限の問題がある。今回の案で、家事労働者に対する在留期限は示されていなかったが、相当数が日本に流入することになった「興行」での在留期限は6か月（あるいは3か月）であった。そのほか基本的な「就労」目的の在留期限は最大で3年であり、短ければ1年である。また現在、外国人の富裕層の家庭で雇用されている家事労働者とEPA介護士の候補生とこの合格者などは「特別活動」という資格で在留しているが、6か月しか認められない場合もある。最大3年であることを考えれば、十分長い時間日本に在留する可能性があるとは言いつつも、地域の側で彼らを「長期滞在する地域住民」と認識するか、というと難しいだろう。実際現状で、技能実習生は、様々問題をはらんでいるにもかかわらず、地域住民として解決をしようという動きはあまりなく、多文化共生政策の対象として語られることもあまり見られない。帰国を前提とした留学生や技能実習生と同様、最大3年という長期にわたり存在するにもかかわらず、「多文化共生政策」の対象の地域住民として受け入れる、という議論にはなっていない可能性が高い。

さらに現行の案では、家事労働者は「特区」での雇用が想定されている。先に示した「日本再興戦略改訂版」<sup>54</sup>の中には、「地方自治体の一定の管理」という言葉があるが、本来特区とは規制緩和を実施し、できるだけ規制のない状態における経済活動を目指す区域である。どの程度「地方自治体」の力が及ぶのかは、まったく未知数である。それどころか自治体の管理が及ばない可能性の方が高い。とするなら、多文化共生施策が現実的に「自治体」をベースにしていると考えているとす

<sup>53</sup> 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書～災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて～」2012年12月、p.20。

<sup>54</sup> 「日本再興戦略改訂版」p.23。

れば、「特区」で働くことが想定されている彼らを対象にしようと、多くの行政機関は積極的には認識しないだろう。

以上みたように、家事労働者は、様々な制度のはざまに陥る可能性が高い。彼らは、3年近く在留することも仮定され、ある地域に確実に存在する人たちであるにもかかわらず、制度上、どこでも「包摂」することができない可能性がある。それどころか、社会的には「分離」あるいは「排除」される状態が目に見えている。

### 5.3 家事労働者の人種化

社会への包摂に対する大きな障害となるもう一つの社会的現象は、家事労働者の人種化である。人種化とは、ウェブスターによれば「ある人に人種の差を意識させるような、あるいは何かに人種的な特徴を当てはめること、あるいは人種差別的な目的に利用できるようにする行為やプロセス」という。家事労働者がある特定の人種と結び付けられるような行為や社会的プロセスをさすと考えればいいだろう。家事労働者の人種化、というのは、すでに多くの家事労働者を受け入れている国々では、その問題が指摘されている。

イングランドとスティール(1997)<sup>55</sup>の研究は、家事労働者の人種化を具体的な個人の行為のプロセスの中に見出し、詳細に描いている。例えば、家事労働者をエージェントがリクルートし、必要とする家庭とのマッチングをする場合だ。当然このエージェントは、家事労働者の出身国の女性たちが、いかに「家事労働」の労働に優れているかを戦略的にイメージ作る。しかしそれが結果として、その家事労働を輩出する国の人たちに全般に対する、「家事労働」としての認識を生み出す。それは結果として彼らに対して家事労働以外のスキルがないかのようなステレオタイプも同時に生み出す、と指摘している。もちろんそれは、単にステレオタイプにとどまらず、「家事労働」が持つ価値によって、家事労働者だけでなく、家事労働を輩出する国の家事労働者以外の個人、さらに言えば、その国そのものも、判断される可能性がある。

家事労働が持つ価値とは、決して高くない。そもそも、家庭内で主婦と呼ばれる女性が無償で実施していたもので、なおかつなんら価値を生み出すものではないと考えられている労働であり、労働そのものに価値が見出されにくい。また、その労働に対するスキルは必要がないと思われている労働であるとすれば、その労働の専心的中心的に従事するたちそのものが、社会的に価値の低い人だと思われる可能性が強い。

また家事労働は人種化されているだけでなく、極めてジェンダー化された職業でもある。世界中で国際移動する家事労働者の80%以上は女性である。男性の家事労働者が皆無であるとはいえないだろうが、それでも女性の家事労働者が入ってくる可能性が非常に高い。とすれば、家事労働を輩出する国の出身者は、家事労働者ではなくても女性であるとして、ステレオタイプ化されることになるだろう。

これは、すでにエンターテイナーが多数日本社会に流入した際に、同様のことが起きている。多くのフィリピン人は、本人がエンターテイナーとして来日しているが、エンターテイナーとして認識されることが多かった。「フィリピーナ」という言葉の持つイメージが、日本社会でどのように認識されてきたか。ほとんどが水商売の、その結果、いつでも声をかけていい女性というイメージが構築されてきたのは、事実である<sup>56</sup>。まったくこのときと同じ状況が、家事労働者の導入でも起きうると考えるべきだ。こうした家事労働者の人種化は、日本社会からの承認を非常にゆがませることになり、結果として社会包摂よりは、他者化し、社会からの排除の方向に向かうだろう。

また社会包摂／排除という大きな社会の話だけでなく、こうした人種化は、個人が日本社会との相互行為を行う際に、実害を伴うことになる場合もある。これはエンターテイナーが多数日本社会に流入した際に、まわらない、という認識が社会に生まれたことがある。こうしたイメージはマスメディアによって再生産され、多くの人に共有されることになった。筆者の友人の東南アジア出身の

<sup>55</sup> England, K and Stiehl, B 1997 They think you're as stupid as your English is constructing foreign domestic workers in Toronto, *Environment and planning A*, volume 29, pp.195-215.

<sup>56</sup> 長谷部美佳「新聞紙上における外国人女性の表象をめぐる一考察」『アジア女性研究』アジア女性交流・研究フォーラム第13号、2004、pp.9-17.

女性は、別にフィリピン人でもエンターテイナーでもなかったが、道で「値段交渉」をされたと明かしてくれた。つまり家事労働者の人たちは、実際の家庭内で行われる労働の雇用関係だけでなく、その雇用関係の外部に出た場合でも、「家事労働者」として認識され続ける可能性があるのだ。

こうしたステレオタイプの構築は、結果として社会に他者をつくり続けることになる。それは家事労働者を社会的に排除する力となる。家事労働者の問題は、ポルテス<sup>57</sup>らが提唱している編入モード論では、移民の経験は大きく受け入れ社会が移民に対して持っている姿勢によって規定されるという。当然、日本社会が家事労働者を「人種化／ジェンダー化」し、こうした価値判断で迎え入れるとすれば、家事労働者が日本社会で経験することは、決して肯定的なものとはなりえないだろう。

同様のことが起きている。エンターテイナー＝フィリピン女性(あるいは単に肌のやや暗い女性)＝性的コンタクトをとってもか

## おわりに

本稿では、日本での外国人家事労働者受け入れの問題点について、出入国管理政策、女性の活躍促進政策といった政策面と、社会統合にまつわる側面の大きく2点から考察を進めてきた。

日本の出入国管理上、単純労働者の受け入れは認めていないものの、家事労働者は世界的に単純労働者と考えられている矛盾、さらに女性の活躍促進政策のために、入国管理政策上、彼らを単純労働者以外の人材として扱わざるを得ないという事態が予測されるが、その場合日本社会の側が、彼らを実態として労働者として認識するかといった疑問が挙げられる。また、女性の活躍推進政策から見た場合、家事労働者の受け入れは、「すべての女性」の問題を解決することはなく、それどころか「日本人の富裕層の女性と途上国出身の家事労働者の女性」、「日本人富裕層の女性と日本人貧困層の女性」、「定住外国人の女性と新たに来る家

事労働者の女性」などの間の分断を引き起こす可能性は、大きな問題として考えられる。

家事労働者の社会統合という側面からの問題もいくつか考えられる。家事労働者は、仕事を始めた当初に非常に不安定な状況になる傾向が強いが、それを解決するためには、日本社会にうまく包摂されることが重要である。ただし、その包摂をうまく進める仕組みとしての自治体ごとの多文化共生政策は、在留資格の問題と雇用の場が特区の中の個人家庭であることから、家事労働者をその対象者とするには限界がある。さらに社会全体の問題として、家事労働者は容易に人種化されやすく、他者化されることが予想されるが、その場合、社会に包摂されるというよりは、分離あるいは排除される可能性が高いだろう。

家事労働者の受け入れは、一度始まればなし崩しに、特区以外の地域でも同様に認められていくことも十分可能性としてはある。ただしその前に、検討しなければならないことが多数ある。彼らが「労働者」とであると認識され、その労働者としての権利が守られていくこと、できるだけ社会との接点を持てるように、多文化共生政策の対象に含めていくこと、そしてたとえ家事労働に専門的に従事するにしても、彼らが「家事労働者」としてではなく一人の人間として認識されるような仕組みをつくること、などである。また、本当に「家事支援人材」をいわゆるスキルのある労働者(つまり家事労働者の現在のイメージをまったく覆すことが必要になる)として扱い、普及させるということであれば、家事労働者をわざわざ海外から受け入れることをしなくても、日本人の子どもを育てている、すでに定住している困窮した外国人女性を、採用することなども検討できるだろう。

いくつもの問題点を未然に防ぐように、日本の社会の側が制度的・社会的準備を整えなければ、家事労働者は、第二のエンターテイナー、第二の技能実習生として、問題がいくつも噴出するような状況になる。家事労働者の受け入れが止められないとするならば、日本社会でできることに、筆者も含め、受け入れ社会のわれわれが自覚的になること、これがもっとも重要なことかもしれない。

<sup>57</sup> Portes, A and Borocz, J, Contemporary Immigration: Theoretical Perspectives on Its Determinants and Modes of Incorporation of *International Migration Review*, Vol. 23, No. 3, (Autumn, 1989), pp. 606-630.

【引用参考文献】

- 明石純一『入国管理政策：「1990年体制」の成立と展開』ナカニシヤ出版、2010。
- Ager, A and Strang, A, *Indicators of Integration: final report*, Home Office, London, UK, 2004.
- アジア女性資料センター『拙速な「外国人家事支援人材」受け入れに抗議し、ILO家事労働者条約の批准を求める共同声明』2014年6月27日。  
<http://ajwrc.org/jp/modules/bulletin3/index.php?page=article&storyid=65>（最終閲覧：2015年3月2日）
- Altman, M and Pannell, K, Policy Gaps and Theory Gaps: Women and Migrant Domestic Labor of *Feminist Economics* Volume 18, Issue 2, 2012, pp.291-315.
- Anderson, B, Different roots in common ground: Transnationalism and migrant domestic workers in London of *Journal of Ethnic and Migration Studies*, Volume 27, Issue 4, 2001, pp.673-683.
- Anderson, B, Mobilizing migrants, making citizens: migrant domestic workers as political agents of *Ethnic and Racial Studies*, Volume 33, Issue 1, 2010, pp.60-74.
- BBC Maids in Singapore to get a weekly day off from of NEWS ASIA, 6, March, 2012.  
<http://www.bbc.com/news/world-asia-17267746>
- Basok, T, Post - national citizenship, social exclusion and migrants rights: Mexican seasonal workers in Canada of *Citizenship Studies*, Volume 8, Issue 1, 2004.
- CNN The invisible world of domestic work: Report documents abuses of *In AMERICA*, November 27, 2012.  
<http://inamerica.blogs.cnn.com/2012/11/27/the-invisible-world-of-domestic-work-report-documents-abuses/>
- 江原由美子「ジェンダー不平等を克服するーアンペイド・ワークに焦点をあてて」高木郁郎編『良い社会を作るー21世紀のアジェンダ』御茶の水書房、2003。
- England, K and Stiell, B 1997 “They think you’re as stupid as your English is”: constructing foreign domestic workers in Toronto, *Environment and planning A*, volume 29, pp.195-215.
- Erenreich, B. and Hochschild, A.R, *Global Woman: Nannies, Maids, and Sex Workers in the New Economy*, Henry Holt and Company, 2002.
- European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions, *Integration of migrants: Contribution of local and regional authorities*, Dublin, Ireland, 2006.
- Gallotti, M. and Mertens, J Promoting integration for migrant domestic workers in Europe: A synthesis of Belgium, France, Italy and Spain of *International Migration Paper No.118*.
- Glenn, E.N, From Servitude to Service Work: Historical Continuities in the Racial Division of Paid Reproductive Labor of *SIGNS: Journal of Women in Culture and Society*, vol.18, no.1, 1992, pp.1-43
- 洪榮昭「2国間協定に基づく受け入れを実施」『海外労働情報』労働政策研究・研修機構、2006。
- 合田美穂「香港における働く母親と外国人家事労働者の関係ー家庭への影響という視点からー」『甲南女子大学研究紀要』第50号 人間科学編（2014年3月）、pp.101-110。
- Heyzer, N and Wee, V, Domestic Workers in Transient Overseas Employment: Who Benefits, Who Profits of *The Trade in Domestic Workers: Causes, Mechanisms and Consequences of International Migration* by Noeleen Heyzer, Gerrtje Lycklamaa Nijeholt, and Nedra Weerakoon’s (Eds.) London: Zed Books, 1994, pp.31-101.
- Hochschild, A. R. Global Care Chains and Emotional Surplus Value of by Hutton, W. and Giddens, A. (eds) *On The Edge: Living with Global Capitalism*, London: Jonathan Cape, 2000 p. 131
- 長谷部美佳「新聞紙上における外国人女性の表象をめぐるー考察」『アジア女性研究』アジア女性交流・研究フォーラム第13号、2004、pp.9-17。

- 今泉慎也「外国人労働者受け入れに関する法的枠組み - 韓国と台湾の比較を手がかりに」山田美和編『東アジアにおける人の移動の法制度』調査研究報告書 アジア経済研究所、2012、pp.1-12。
- International Labor Organization *C189 - Domestic Workers Convention*, 2011.
- 伊藤るり「国際移動とジェンダー秩序.再生産労働の国際移転とジェンダー秩序の再編」伊藤るり、足立真理子編著『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉：再生産領域のグローバル化』作品社 2008
- 伊藤るり「再生産領域のグローバル化と移住家事労働」『女たちの21世紀』No.77、pp.28-31、2014。
- JETRO「高度人材に対するポイント制による優遇制度」『海外ビジネス情報』2013年10月。  
[https://www.jetro.go.jp/invest/setting\\_up/](https://www.jetro.go.jp/invest/setting_up/)（最終閲覧：2015年3月2日）
- 近藤敦「多文化共生政策とは何か」近藤敦編著『多文化共生政策へのアプローチ』明石書店、2011。
- 野村浩子「外国人の家事労働者の受け入れは、働く女性の支援になるか？」『日経ビジネスオンライン』2014。  
<http://business.nikkeibp.co.jp/article/report/20140806/269756/?rt=nocnt>（最終閲覧：2015年3月2日）
- Parrenas, R. S, *Servants of Globalization*, Stanford University Press, 2001.
- Portes, A and Borocz, J, Contemporary Immigration: Theoretical Perspectives on Its Determinants and Modes of Incorporation of *International Migration Review*, Vol. 23, No. 3, (Autumn, 1989), pp. 606-630.
- Sassen, S “Notes on the Incorporation of Third World Women into Wage Labor through Immigration and Offshore Production”, *International Migration Review*, 18(4), pp.1144-1167, 1984.
- Sassen, S *Global City: New York, London, Tokyo*. Princeton, New Jersey, Princeton University Press, 1991
- 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書～災害時のより円滑な外国人住民対応に向けて～」2012年12月。
- 首相官邸すべての女性が輝く社会づくり本部「すべての女性が輝く政策パッケージ」2014。
- 首相官邸若者・女性活躍推進フォーラム「若者・女性活躍推進フォーラム提言」2013年5月。
- 首相官邸日本経済再生本部「日本再興戦略改訂版」2014。
- 寺倉憲一「出入国管理制度をめぐる当面の主要課題」『人口減少社会の外国人問題：総合調査報告書』国立国会図書館調査及び立法考査局、2008。
- Truong, T-D, Gender, International Migration and Social Reproduction: Implications for Theory, Policy, Research and Networking of *Asian Pacific Migration Journal*, Vol.5, No.1, 1996, pp.27-52.